

令和 7 年第 7 回定例会（会議録）

開 催 日	令和 7 年 7 月 1 8 日（金）
開 催 場 所	あま市役所 2 階 A 1 A 2 会議室
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 5 5 分
出 席 委 員	溝口正己、小笠原英司、吉川孝子、近藤真司、三浦明里
欠 席 委 員	0 人
出 席 者	教育長 他事務局職員 8 名
傍 聴 人	0 人
議 事 日 程	日程第 1 教育長開会のあいさつ 日程第 2 新任教育委員のあいさつ 日程第 3 前回会議録の承認 日程第 4 教育長の経過報告 日程第 5 議案第 33 号 後援申請について 議案第 34 号 令和 8 年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択について 議案第 35 号 令和 6 年度教育委員会の点検・評価報告書（案）について（非公開） 議案第 36 号 指定学校変更申請について（審議）（非公開） 日程第 6 その他 (1)あま市教育委員会後援名義の使用許可事務取扱手順書の新設について（報告） (2)あま市プールの管理及び運営に関する要綱の廃止について（報告） (3)小中一貫教育を行う学校の設置（草案 2）について（報告） (4)令和 7 年 6 月議会（一般質問）について（報告） (5)通級児童生徒の入退級願について（報告）（非公開） (6)就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） (7)特別支援教育就学奨励費の受給審査について（報告）（非公開） (8)あま市内教職員人事案件について（報告）（非公開） (9)公文書公開請求について（非公開） (10)生徒指導（令和 7 年 6 月）について（報告）（非公開）

発 言 者	議 事 の 大 要
	【開会時刻：午後２時００分】
教 育 長	(開会宣言)
	日程１、教育長開会のあいさつ
	(教育長あいさつ)
教 育 長	日程２、新任教育委員のあいさつ
委 員	(新任の三浦教育委員あいさつ)
教 育 長	日程３、前回会議録の承認
	前回の会議録を承認願います。
委 員 全 員	(会議録に署名)
教 育 長	日程４、教育長の経過を報告する。
	(令和７年６月２１日～令和７年７月１８日の経過を報告)
	市教育委員会関係 ５回
	教育長用務 １回
	教育総務課事業 ３回
	学校教育課事業 １２回
	生涯学習課事業 ４回
	スポーツ課事業 ３回
	市行事 ８回
	市議会関係 １回
	今後の予定
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	８月２１日に記者発表とありますが、その詳細は何ですか。
教 育 長	議会の内容についての記者発表です。９月議会の前に全員協議会があり、後日、議案に関する記者発表があります。そちらに参加します。
委 員	８月２２日の市教職員研修会は毎年午後にやっているものですか。
教 育 長	ご認識のとおりです。今年については、講師の都合により午前に行われます。
委 員	教育委員は参加しますか。

教 育 長	参加をお願いしております。
委 員	未だ案内が来ていません。
教 育 長	校長会主催のため、案内の送付について確認いたします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程 5、議案 2 件公開 2 件非公開
教 育 長	議案第 3 3 号「後援申請について」審議 1 件 報告 0 件
教育総務課長	「NEO AMA FES Vol. 3 (学生団体NEO)」
	事業目的は、あま市を Z 世代から盛り上げるためとのことです。
	事業内容は、バンドを中心とした本格的な野外ライブステージ、レコード DJ 限定の DJ ブース、キッチンカーやテントによる出店とのことです。
	後援名義の必要な理由及び使用目的は、地域活性化を目的とする事業のためとのことです。
	開催期間は、令和 7 年 9 月 1 3 日から令和 7 年 9 月 1 4 日 (2 日間)です。
	開催場所は、あま市役所西側駐車場です。
	参加者は、海部地区を中心とした幅広い範囲の Z 世代を中心とした若者から大人までです。2 日間でのべ 8, 0 0 0 名を予定しているとのことです。
	参加料は、無料です。
	当該団体からは、令和 6 年 7 月 1 日に後援申請があり、令和 6 年 7 月定例会において「開催時間が午後 9 時までのため子どもの安全面で不安がある」「キッチンカーやマルシェの部分まで後援する必要はない」との理由で不許可にしています。
	また、当該団体からは市に対しても後援申請があり、令和 7 年 7 月 2 日に許可されております。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)

委 員	ただいま、教育総務課長から説明がありましたが、本事業の後援名義の許可申請の担当は生涯学習課ではありませんか。所管課の割り振りはどうなっていますか。
教 育 総 務 課	昨年度の本団体からの申請の際に、スポーツに関わるスポーツ課とその他の教育総務課でどちらが所管なのかということについて話し合いを持ちました。キッチンカーやマルシェなどの部分も大きな割合としてあり、スポーツのみではないことから、総合的に判断し、その他として教育総務課が担当しました。今回も同じように複数の分野にまたがる事業であることから教育総務課が担当することとしました。
委 員	あま市教育委員会の後援に関する要綱第1条から、教育委員会が後援するのは教育・学術・文化・スポーツ等に限定されます。本事業は、地域活性化を目的とする事業のため、市や観光協会が後援するのであれば問題ないと思いますが、あえて教育委員会が後援をしなくてはならない事業なのかが疑問です。
委 員	もちろん、行事を否定するわけではありません。市や観光協会ではなく、教育委員会が後援するのはどうかという問題です。
委 員	あま市教育委員会がその行事を後援するか否かにあたり、どういう理由で教育委員会に申請を求めているのかが見えにくいです。子どもたちに参加して欲しいとか、そういったところは分かりますか。
教 育 総 務 課 長	申請者に確認したところ、明確な形での回答はありませんでしたが、広く対象をとらえているためとのことでした。しかし、小中学生のみを対象とするわけではなく申請したともおっしゃっていました。
委 員	教育委員会は生涯学習、スポーツもあるので大人の行事にも後援するが、内容からいって教育委員会が後援する事業に当てはまるものなのか疑問であると思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)

教 育 長	NEO AMA FES Vol. 3 不許可
	以上としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	NEO AMA FES Vol. 3 を不許可とする。
教 育 長	議案第34号「令和8年度使用小学校及び中学校用教科用図書採択に ついて」
教 育 次 長	令和8年度の小中学校の教科書を採択していただきます。現在、小 学校は令和6年度に使用開始、中学校は令和7年度に使用開始のもの を使用しており、採択替えの時期ではないため、原則として種目ごと に同一の教科書を採択することとなります。
	なお、令和7年度使用の教科用図書採択結果は、
	小学校
	国語 光村図書出版株式会社 書写 光村図書出版株式会社
	社会 日本文教出版株式会社 地図 株式会社帝国書院
	算数 株式会社新興出版社啓林館 理科 東京書籍株式会社
	生活 株式会社新興出版社啓林館 音楽 教育出版株式会社
	図工 日本文教出版株式会社 家庭 東京書籍株式会社
	保健 大日本図書株式会社 外国語 東京書籍株式会社
	道徳 教育出版株式会社
	中学校
	国語 光村図書出版株式会社 書写 光村図書出版株式会社
	地理 日本文教出版株式会社 歴史 日本文教出版株式会社
	公民 日本文教出版株式会社 地図 株式会社帝国書院
	数学 株式会社新興出版社啓林館 理科 東京書籍株式会社
	音楽 教育出版株式会社 器楽 教育出版株式会社
	美術 日本文教出版株式会社 保健体育 株式会社 Gakken
	技術 東京書籍株式会社 家庭 東京書籍株式会社
	外国語 東京書籍株式会社 道徳 光村図書出版株式会社
	です。

	【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】
	第 1 4 条 「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」
	【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令】
	第 1 5 条 「法第 1 4 条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4 年とする。」
	【検定・採択の周期】
	小学校は、令和 4 年度に検定が行われ、令和 5 年度に採択替えが行われて、令和 6 年度に今の教科書を使用し始めました。令和 8 年度は 3 年目となります。
	中学校は、令和 5 年度に検定が行われ、令和 6 年度に採択替えが行われて、令和 7 年度に今の教科書を使用し始めました。令和 8 年度は 2 年目となります。
	【愛知県令和 8 年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準】
	この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（以下「教科書」という。）を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。
	（一部抜粋）
	○採択にあたって準拠すべき事項
	1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
	市町村教育委員会は、種目ごとに令和 7 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
	2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
	市町村教育委員会は、種目ごとに令和 7 年度使用教科書と同一のものを採択すること。
	3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学校部にお

	いて使用する教科書の採択について
	市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
	学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。
	4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について
	市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
	学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。
	以上のことから、令和7年度使用教科用図書と同一のものを令和8年度使用教科用図書として採択することとしてよろしいか。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	子どもが中学校3年生になりまして、中学3年生の現在は令和7年度に採択された教科書を使用しています。中学1・2年生の時に使用していた教科書は、採択替え前の教科書です。
	英語の中学校1・2年生のときに使用していた教科書で二次元コードのコンテンツが閲覧できませんでした。2・3年生の生徒が復習しようと思ったときに今までの自分が持っている教科書で二次元コードが読み込めない事態が起きてしまうことが判明しました。
	事務局にお伺いし、事務局から教科書会社にも問い合わせいただきましたが、採択替え前の旧の教科書ではインターネット経由の二次元コードコンテンツは使用できないとのことでした。採択替え後の新しい1・2年生の英語の教科書に記載されている二次元コードであれば、コンテンツを利用できるとのことでした。

	現役の中学２・３年生が復習として自らが使用した過去の教科書を
	基に勉強をしたいと思ったときに採択替え前の教科書に掲載されて
	いる二次元コードが利用できないとなると、大変不便です。
教 育 長	二次元コードが多く掲載されている新しい教科書での出来事で今
	後、なるべく起こらない方向で検討をお願いしました。
	海部地区の採択事務局にも話をいたしました。そこから県に情報が
	上がるようにします。
委 員	英語については、県内全てが東京書籍株式会社です。他の地域から
	意見は出ていませんか。
	出ているのであれば、採択にあたって「注意しなさい」「変えること
	を検討しなさい」と県は言っていないですか。
教 育 次 長	承知をしておりません。
委 員	あまりコンテンツを使っていないということでしょうか。
教 育 長	使っている方は聞かれるけど、あまり使っていない多くの方は気に
	していないかもしれません。
学校教育課主幹	前採択の教科書に掲載されている二次元コードではコンテンツを
	開くことができなくなっていることについて、教育委員会には通知が
	なかったので、各学校に教科書会社から通知が来ているか問い合わせ
	をしたところ来ていませんでした。なお、選択の前後で教科書会社は
	変わっていません。
	教科書会社に問い合わせしたところ新しい教科書に掲載されてい
	る二次元コードから入っていただければ、１・２年生のものも見れます
	とのことでした。なぜそうしたかという、旧教科書と新教科書では
	コンテンツの内容における文法的なものは何一つ変わっておらず、新
	教科書のコンテンツでカバーしているため旧教科書の有効期限を切
	ったとのこと。１・２年生の復習をしたい場合は、新教科書の二
	次元コードから入ったコンテンツを閲覧してくださいとのことでした。
委 員	新しい教科書のコンテンツを閲覧するのに苦労しました。

学校教育課主幹	二次元コードでサイトに入ってから自分たちで選択できればいい
	のですが、それができません。
	3年生の教科書に掲載されている二次元コードから入った場合は、
	3年生の学習のものしか見れません。3年生が自ら持っている教科書
	から1・2年生のコンテンツを閲覧しようとした場合、旧教科書の二
	次元コードから入ることになるため、旧教科書の二次元コードのUR
	Lの最後の数字を直接変える方法しかありません。周知が必要になり
	ます。
委 員	コンテンツは良いものなので、使えば勉強になります。ぜひそれを
	活かして勉強できるようにしていただきたいと思います。
委 員	他のところは使っていないのでしょうか。
教 育 長	他の市町村からは、問題としてあがってるか定かではありません。
委 員	中学校3年生なので復習に使っています。よく考えられて作られて
	いますので宣伝効果も含めて周知をお願いいたします。
委 員	教科書会社に確認して何も動きがないのは、会社が冷たいと思いま
	す。
委 員	今回の意見を伝えていただきますようお願いします。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	(協議)
教 育 長	原案のとおり承認してよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	原案のとおり承認とする。
教 育 長	日程6、その他報告事項 4件公開 6件非公開
教 育 長	(1)「あま市教育委員会後援名義の使用許可事務取扱手順書の新設
	について(報告)」
教育総務課長	新設の趣旨 教育委員会後援名義の使用許可事務は、従前は事務局各
	課で行っていたが、受付事務以外の事務処理を教育総務課で一括して

	行うことで事務の効率化を図るとともに、今まで明示化されていなかったルールについて明示化するものです。
	新設の内容
	①申請の種類
	(1)学校教育 主催者、主な対象、主な内容が児童生徒・教職員、事務局組織規則の学校教育課事務の申請
	(2)生涯学習 主催者、主な内容が美和文化会館、社会教育団体、芸術・文化市民団体、家庭教育・青少年健全育成市民団体、生涯学習施設使用料減免団体、事務局組織規則の生涯学習課事務の申請
	(3)スポーツ 主催者、主な内容がスポーツ協会会員、社会教育団体、体育施設等使用料減免団体、事務局組織規則のスポーツ課事務の申請
	(4)その他 上記(1)から(3)以外
	②事務の手順
	(1)申請・受付 あま市役所・公民館・総合体育館（全課）で受付し、案内・補正を行う
	(2)審査・決定 （教育総務課）
	許可基準：要綱第1条、第3条
	1 後援名義の使用を許可することによって、その事業を奨励し、教育、学術、文化及びスポーツの振興に資するものであること。
	2 教育委員会が後援することが適切かつ有意義であると認められるもの。
	◎条件付き許可
	教育委員会は、許可に際し特に必要があると認める場合は、条件を付することができる。（第3条第2項）
	専決許可決定：要綱第4条第1号、同第2号
	次に掲げる申請は、決裁にて教育長専決により許可とする

	ことができる。
	1 申請日の属する年度又はその前年度に後援名義使用許可
	を受けたことがある申請者が主催するもの（事業内容等の大
	幅な変更があるものは除く。）
	2 広域団体等の中で持ち回りで市民団体等が主催する大会
	等の申請
	3 その他教育委員会が認めるもの
	不許可基準：要綱第3条
	あま市教育委員会の後援に関する要綱 第3条（許可の基準）
	後援名義の使用許可は、次の各号に該当する場合を除き、
	教育委員会が後援することが適切かつ有意義と認められる
	ものに対して行う。
	(1) 営利を主たる目的にすると認められるもの又は営利を
	主たる目的とする団体等の宣伝等に繋がると認められる
	もの
	(2) 政治活動又は宗教活動に関するもの
	(3) 暴力団若しくは暴力団若しくは暴力団員の統制下にあ
	る団体の活動に寄与するもの又は暴力団員若しくは暴力
	団員と密接な関係を有する者
	(4) 入場料、出品料、参加費等参加者の負担を求める場合は、
	その額が社会通念上相当な額を超え、対象者に対する経済
	的負担が著しく過重であると認められるもの
	(5) 開催の場所が、公衆衛生、災害防止等について必要な設
	備を有していない場合又は団体等の組織、責任者等が明確
	でないもの
	(6) 事業終了後も引き続き教育委員会の責任が問われると
	認められるもの
	(7) 前各号に掲げたもののほか、教育委員会が特に後援する
	ことが適当でないと認めたもの

	専決不許可決定：過去の不許可決定から不許可とするもの
	過去の審査における不許可決定から、次に掲げる申請は、決
	裁にて教育長専決により不許可とすることができる。
	(1) 株式会社等の営利を主たる目的とする（可能性のある）団
	体が主催者である場合（第１号）
	(2) 参加者名簿等の情報が株式会社等に提供されるなど、宣伝
	等につながる（可能性のある）場合（第１号）
	(3) オンラインでのみ開催する場合（第５号）
	(4) 小中学校へのチラシ配布を目的とし、その目的のみを後援
	申請の目的としていると申請書に記載されている場合（第７
	号）
	(5) あま市内で開催しない事業であま市民を対象としていな
	い場合（第７号）
	(6) 前回の申請が不許可であった事業で、同じ主催者又は申請
	者による同じ内容の事業である場合（第７号）
	(3)完了報告 あま市役所・公民館・総合体育館（全課）で受付し、
	教育総務課へ回送
	適用期日は、令和７年９月１日から適用とする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(２)「あま市プールの管理及び運営に関する要綱の廃止について（報
	告)」
ス ポ ー ツ 課 長	改正の趣旨は、令和７年度中に七宝プールを解体することが決定
	し、市内プールの全てが廃止となったことに伴い要綱を廃止するもの
	です。
	改正の内容は、あま市プールの管理及び運営に関する要綱を廃止し
	ます。
	施行期日は、令和７年６月２４日より施行します。

	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	議会の報告は 6 月議会で行っていますか。
ス ポ ー ツ 課 長	6 月議会にて条例改正をしております。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(3)「小中一貫教育を行う学校の設置(草案 2)について(報告)」
教育総務課長	令和 7 年第 5 回教育委員会定例会 議案第 26 号「小中一貫教育に係る具体的方策に向けた方針の決定について(非公開)」において、議論及び決定していただいた内容を「小中一貫教育を行う学校の設置草案 2」としてまとめました。
	「小中一貫教育を行う学校の設置 草案 2」
	あま市教育委員会令和 7 年第 7 回定例会で下記のとおり草案 2 を決定した。
	この草案 2 は、確定したものではなく、議論を始めるたたき台となるべき大まかな方針で、今後の議論及び意見聴取などによって如何様にも変更しうるものとする。
	1. 論点及び方針
	①当初に新設する小中一貫教育を行う学校は、市内に 1 校のみとする。その後は、必要であれば検討する。
	②当初に小中一貫教育を行う学校は、七宝北中学校を核として新設し、同校の校区内の小学校と一体化する。
	③小中一貫教育を行う学校に入学する児童生徒は、核となる中学校区の児童生徒に加えて、あま市内全域から希望者が手続きを経て入学する。
	④七宝北中学校通学制度を改定し、小学校入学時及び中学校入学時の 2 回の編入を認める。(原則出るとは認めない。)
	⑤核となる中学校区に居住する者は、従来型小中学校への入学を希望する者であっても、原則として小中一貫教育を行う学校に入学する

	ものとする。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	学校運営協議会の委員に意見は聞きますか。学校運営協議会の議題
	としますか。
教 育 長	該当する学校の学校運営協議会においてでしょうか。
委 員	その通りです。
教 育 総 務 課 長	今のところ考えておりません。
委 員	意見も聴取せず、議論もしないというのでは、何のための学校運営
	協議会ですか。学校運営協議会の委員が知らないのに一般住民に先に
	意見を聞くことになります。それは順番としておかしい。学校運営協
	議会を組織している以上、学校運営協議会の委員には、ある程度責任
	をもって学校のことを考えてもらう必要があります。そこで決めると
	は言いません。一般の住民よりも先に学校運営協議会から意見を聞く
	べきと思います。
教 育 長	検討させていただきます。
委 員	学校運営協議会は年 2 ～ 3 回しか行っていません。説明するタイミ
	ングを考えていただく必要があります。
委 員	宝小、秋竹小、七宝北中の 3 校がひとつの一貫校になった場合、小
	規模校は解消されますか。
教 育 長	解消されません。
委 員	小学校が 2 つ集まっても単学級のままかもしれません。
教 育 総 務 課 長	将来的にはそうなるかもしれません。
	また、七宝北中に進学する児童の数は変わらないため、小中一貫校
	をつくったとしても中学校部分の小規模校は対処されないままです。
教 育 長	今後、保護者説明会も行っていますが、今の話で学校運営協議会
	に説明し、ご意見をいただくことを考えます。
	また、その際には宝小、秋竹小及び七宝北中学校ありきで進めると
	決めたわけではないことを伝えていく必要があります。

教 育 総 務 課 長	草案は、あくまで議論のたたき台となります。
委 員	はっきりと、こう考えていると言ってもいいと思います。
教 育 長	草案として、この方向で行きたいけれど、皆さんの意見を聞いて変
	わりうるというスタンスとさせていただきたいと考えています。草案
	は、あくまで議論を始めるたたき台とさせていただいています。
委 員	一般住民の方に意見を聞くと、「あま市教育委員会はどう考えてい
	る」とマスコミから先行して切り抜かれる可能性があります。しっか
	り脇を固める必要があります。
教 育 総 務 課 長	現在考えている手順としては、まずは市長に説明して、必要であれ
	ば修正を行います。その上で、当初の予定では住民の意見を聞く会を
	開催する予定でした。その場では、決定した内容ではなく意見をもら
	うためにたたき台を提示するという形でやっていければと考えてお
	ります。
	学校運営協議会でご意見をいただくのを先にするか、後にするかは
	検討させていただきますが、住民から意見をもらいつつ、学校運営協
	議会からも意見をもらう形をとらせていただきます。
委 員	難しいところです。学校運営協議会の委員でも分からないことから
	「住民の方はなんて言ってますか。」と言われるかもしれません。本来
	から言うと、学校をどうするかを決めるのが学校運営協議会なので、
	学校運営協議会から先に意見を聞かなければならないと思います。
	事務局に任せます。
教 育 部 長	学校運営協議会の中では、委員又はメンバーではない事務局から意
	見聴取の議題を言い出すのは難しいので、議題上程するのは校長先生
	からになります。
委 員	校長先生から意見聴取の提案をさせなければならないと思います。
委 員	美和東小学校では住所が七宝北中学校に近い児童もいます。
	旧美和町で学区を変更する必要があるかもしれませんが、美和東小
	学校や篠田小学校の学区再編を考えずに進めていきますか。
委 員	学区再編はデメリットも大きいですが、メリットも大きいです。現

	在の案では、小中一貫校にしても単学級の学校になりかねません。将来的に考えると市全体的で考えて実施した方が良いと思います。
委 員	5月の定例会での議論では、学区の再編はせずに、まずは宝小学校、
	秋竹小学校及び七宝北中学校で小中一貫校を進める方向であったと
	思います。
教 育 総 務 課 長	住民の方のご意見を聴取すると、恐らく美和地区で同じような話が出てくると思います。その時は「そういうご意見もある。」にとどめて、
	住民のムーブメントとして「美和東小も一緒にになりたい。」となってい
	けば、その際に考えることとしたいです。
委 員	金岩を分割して美和小学校にし、その他を小中一貫校にすると美和
	東小学校がなくなってしまうますが、そういうところまで検討しないと小規模校は解消できないと思います。現在から考えると、美和東小
	学校を設立したときのそもそもの学区割がよくなかったと思います。
委 員	金岩の学区は正則小学校もありますか。
教 育 総 務 課 長	金岩全域が美和東小学校です。
委 員	金岩の住民は、「七宝北中学校に行ってください。」とすると反対さ
	れると思います。目の前に美和中学校が見えるのになぜ七宝北中学校に行かなければならないのかとなると予想されます。
委 員	美和東小学校の学区では、金岩を除いた地区はどこがありますか。
教 育 総 務 課 長	単体としては木折です。あとは木田と篠田と花正の一部です。
委 員	そこだけでも七宝北中学校に行くのは無理でしょうか。
教 育 総 務 課 長	それをやろうとすると美和東小学校の規模が確保できません。
	現在でも美和東小学校は小規模校です。単学級学年もあります。
委 員	美和東小学校の解体は考えられないのでしょうか。
教 育 総 務 課 長	学区再編や解体が関わると、そもそもの話が止まってしまう可能性
	があります。
委 員	小中一貫校ということで、中学校に入学する時の判断ではなくて、
	小学校に入学する時に判断する必要があります。
教 育 総 務 課 長	美和東小学校も決して大きい学校ではなく、小規模校です。単学級

	学年化も起きつつあります。学区を割れば小学校を運営できる規模を確保できません。一部でも割れば美和東小学校を無くしてどうやって分けるかの話になります。それでは揉めてしまいます。
委 員	しばらく延ばすなら沖之島を割って美和東小学校へ行かせて金岩を切ることも考えられますが大規模な学区再編になってしまいます。
委 員	宝小学校を無くせるなら、七宝駅から宝小学校へ通うより美和東小学校に通うほうが近いです。そこまで手を突っ込めば色々できますが、旧町を跨いだ学区再編をやる必要があります。
教育総務課長	全てが頓挫する可能性があると考えます。
	そうすると先に小中一貫校を設立して目に見える形にして、そこから第二フェーズとして考えていただくのも手だと思うのが現状です。
	住民に一回成立したものを投げてみてレスポンスを見ないと何ともなりません。そもそも議会の3分の2の同意をとらないと統廃合できません。どちらにしても道のりは長いと考えております。
委 員	今の17小中学校は確保していけません。いつかは学区再編や学校の統廃合は起こります。
教育総務課長	そこまで先の話ではありません。
委 員	具体的な話に戻ります。説明会をするにしても宝小学区、秋竹小学区に住民説明会をやりますか。
教育総務課長	現在、想定しているのは、七宝、美和及び甚目寺で住民意見聴取会を開催する予定です。
委 員	全地域で通えるようにするためですね。
教 育 長	旧町のことを言っているといつまで経ってもあま市が一体にはならないかなと思いますが、現状ではまだまだかと思います。
委 員	七宝北中学校の学区の話ではありませんが、森地区も距離的に近い正則小学校に通わせた方が良いと思います。
	なぜ、倍以上遠いところに通わないといけないのか。子供のことを考えていないのではないかと言われてしまうと思います。
教育総務課長	今でも定期的に「通わせてほしい。」という問い合わせが来ていま

	す。しかし、先の委員会は地元の反対で頓挫してしまいました。
委 員	安全に通うことができる通学路が無いということもあるのでしょ
	うか。
委 員	整備すればいいと思います。
委 員	整備されないから行けないという話をPTAから聞きます。
委 員	通学路であれば、整備すると思います。
教 育 部 長	農道なので道が狭いのが分かっているので整備することが難しい
	ということもあります。
委 員	金岩でも農道を歩いています。
教 育 部 長	森地区から正則小学校へは、古道が稲沢市から名古屋市への抜け道
	になっていて自動車の交通量が多いです。
委 員	それは止める必要があります。
教 育 部 長	あい路で自動車交通量が多いのであれば、自動車の交通量を少なく
	するか、交通量の多くない道路を選択しないと子どもの安全を確保で
	きません。保護者が送迎する分にはいいと言いたところですが、通
	学団は作らないといけないところです。
委 員	「森地区の学区を変更した方がいい」という納得の空気を住民の方
	を含めて作ってはどうかでしょう。
教育総務課長	前回、住民の方から森地区の学区再編は「嫌だ」と言われました。
	まだ10年も経っていません。
教育総務課長	当時の話をしますと、森7丁目、8丁目の住民の方を正則小学校へ
	通っていただくというコンセプトで始めた委員会です。議論の中で北
	小学校を森グラウンドに建設するという意見も森地区の子育て世代
	よりも上の世代から出ました。
	想定する学区再編では森地区を割ることになります。森地区全域を
	受け入れるだけの余裕は正則小学校にはありません。また、森地区全
	域が抜けた場合は甚目寺東小学校の児童数が減りすぎてしまいます。
	森地区の7丁目、8丁目は転入して来た人が多いようです。森地区の
	方々からは、夏祭りなど地域イベントを開催することで、なんとか地

	区をまとめる方向で頑張っているのに、行政の方から地区を割るのか
	と反発の声がありました。事務局からは、通学時間が1時間超のため
	検討してほしいことも伝えましたが、「健康になる」との意見などがあ
	りました。そういったこともあり森地区の学区再編は頓挫しました。
	また、旧町の壁があるということで旧町の壁を低くするような算段
	をつけていこうという意見が出ました。結局、正則小学校と甚目寺東
	小学校の学区の学校間交流をやりつつ、委員がおっしゃるような学区
	の編成ができるような気運を盛り上げていくというところが結論と
	なりました。
	そこでコロナになってしまいました。
	通学路のほうも卵が先か鶏が先かの話になりますが、森地区の通学
	路を整備してもらえんなら行ってもいいとの意見もありました。通学
	路も森四号公園があり、そこから真っすぐ垂直に下りる農道があり、
	半分までは舗装させていただきましたが、森のそばまではまだ未整備
	です。あとは街灯をつけてほしいなど、それをやってくれるなら検討
	してもいいとの意見もありました。ただ、行政としては、学区再編が
	決定し、通学路として指定されてからでなければ、予算が付きません。
委 員	農道でも舗装していませんか。
教育総務課長	少なくとも当時は、森側が砂利道でした。
委 員	学区の再編をもう一度始めるには、10年経過していないから難し
	いかかもしれません。
委 員	10年経過していないことが問題点ですか。
教育総務課長	10年経過していないことそのものが問題点ではありませんが、事
	務局から提案し、地元の方々が反対したものをもう一度やるのは、一
	定程度の期間が経過していなければ難しいと考えます。住民の方々か
	らの総意であると言ってもらえれば別ですが。
教育総務課長	反対する声が大きいです。当時も通わせてほしいという声もありま
	したがアンケートを取ると7対3で現状維持が多数意見でした。説明
	会を実施しても児童さんから友達と別れたくないという意見もあり

	ました。
教 育 部 長	7月9日に教育長及び議員と一緒に甚目寺東小学校から森地区への通学路を下校する子供たちと一緒に実際に歩きました。
委 員	大人でも1時間くらいかかりますか。
教 育 部 長	1時間弱でした。
教 育 長	子どもたちは疲れてくるし、小さい児童はダラダラと歩くので1時間以上はかかると思われます。
委 員	通学路の途中のトイレ問題もあります。
委 員	クーリングシェルターを進めていますが、熱中症対策の問題もあります。
委 員	本当は、学区を再編したいところです。昔からの大字の区割りがあるので難しいでしょうね。
教 育 総 務 課 長	やった方がよいとは思いますが、委員会の意見としては時期尚早とのことでした。住民自治や災害対策の視点も必要です。
委 員	甚目寺は市街化なので子供が増えるかもしれませんが、七宝及び美和は調整区域ばかりで市街化区域になるとは思えません。潰すことになってもしょうがないと思います。最悪、通学区域の線引きを変えないといけないと思います。
教 育 総 務 課 長	七宝北中学校が真ん中ぐらいにあるので小中一貫校が先にできて、段々体力がなくなった学校から吸収されていき、4キロを超えるようならバスも検討してはと思います。
委 員	本当にやるなら美和東小学校も含めた3小学校1中学校が良いと思います。
教 育 長	「あま市全域からの希望者」とあり、そのように考えております。美和東小学校の南側の児童が七宝北中学校に行ってくれるようになれば再度検討する必要があります。
委 員	篠田や木田でも若い親御さんが小中一貫校にするならそっちに行くとならないでしょうか。
教 育 総 務 課 長	次の段階の大きな山として教職員に教育課程を練っていただく段

	階がこの先にあります。教職員の皆様に魅力ある教育課程や学校をつ
	くっていただけるような話し合いをしていただけるかが大きな課題です。
	それに伴い、コンサルの予算が取れるかなど色々と課題があります。
委 員	金岩の北部は美和中学校まで50メートルもないほど近くに家が
	あります。その人を七宝北中学校へ行けとは言えないと思います。
	なので、金岩の一部は美和中学校、その他は七宝北中学校にできる
	のが一番かと思います。
委 員	全域とありますが、甚目寺とかからも入学でき、遠ければ保護者が
	送迎するというのでしょうか。
教育総務課長	お見込み通りです。それも今後の話し合いになりますが、基本的に
	学校から外のことは学校が責任を負うものではありません。火災の時
	の避難経路と同じように交通安全、登下校の経路はこういう形でこう
	するという計画が通学路であり通学団です。学区外の遠隔地であれば
	当然、保護者による登下校をしていただくことになります。
委 員	通学路だからと言って土木課はすぐ工事をしてくれません。道路が
	ガタガタで水溜りばかりの道で「通学路だから修繕してくれ」と言っ
	てもなかなか直してもらえません。
委 員	先進的な取り組みをしていくとなると遠いけど保護者はそういう
	学校へ通わせたい、という方も出るかもしれません。
委 員	魅力のある学校にしていく事が大事です。今、県の方で中高一貫校
	が人気があります。あれは、魅力があるからだと思います。小中一貫
	校にするメリット、小中一貫校だから出来る、小中一貫校でないと出
	来ないそういった教育活動を作っていかなければなりません。そうい
	った活動を作って「小中一貫校は良い。普通な学校だと出来ないこん
	な教育課程をやってくれる」そういう魅力があれば、先ほどから言っ
	ている宝小学校、秋竹小学校以外の校区からも「小中一貫校に行きた
	い。」そういった子が増えると思います。
委 員	先ほどの美和東小学校を含めるか否かについては、数年前に地域か
	らの反対で断念しました。その二の舞になると思います。美和東小学

	校を解体するよりも魅力のある学校にすれば、美和東小学校は近いから「行ってみたい。」と思う児童が増えると思います。だから、小中一貫校の最初の校長の手腕にかかっていると思います。教育委員会は強
	力にバックアップしていかなければならないと思います。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	(4)「令和7年6月議会(一般質問)について(報告)」
教 育 部 長	令和7年6月議会の一般質問では、教育関係について3人の市議か
	ら合計3件の質問を受けました。その概要を報告します。詳細につい
	ては、ウェブサイトでもご確認いただけます。
教 育 部 長	I 松下昭憲議員から質問を受けました。
	1 特定非営利活動法人あまスポーツクラブとあま市スポーツ協会に
	ついて
	①スポーツクラブの道具が公共施設に置きっぱなしになっているが
	いつ処分するのか。
	以上の質問に対し、「スポーツクラブの道具につきましては、甚目寺
	総合体育館倉庫内の棚の一部に保管されておりますが、行政財産目的
	外使用許可申請が提出されており、使用許可をしておりますので、許
	可期間中に処分することはありません。」と答弁しました。
	②市以外から補助金をもらっているが、どうなっているか。
	以上の質問に対し、「あまスポーツクラブが本市以外から補助金の
	交付を受けていないということを、あまスポーツクラブから確認して
	おります。」と答弁しました。
	③ほかのNPO法人に市から補助金は出しているか。
	以上の質問に対し、「スポーツ課からは、あまスポーツクラブ以外の
	法人に補助金を交付したことはありません。」と答弁しました。
	④会員は使用料を半額に軽減されているが、なぜか。
	以上の質問に対し、「あまスポーツクラブの応援加盟クラブについ
	ては、あま市体育施設の管理運営に関する規則第11条第1項第2号

	及び小中学校体育施設スポーツ開放実施規則第9条第1項第2号に
	基づき、「半額免除とすることが適当であると市長が認めた団体」とし
	て使用料の半額免除を行っております。」と答弁しました。
	⑤各団体は市の施設を時間どおり使用しているか。
	以上の質問に対し、「施設を使用する全ての団体に対して、使用時間
	を含めて使用上のルールを遵守するようにお願いしております。守ら
	れていない団体があれば、個別にルールを遵守するように注意をして
	おります。」と答弁しました。
	⑥NPO法人の協賛金を市職員が集めているが、どうしてか。
	以上の質問に対し、「あまスポーツクラブは、国が定めたスポーツ基
	本法に基づくスポーツ基本計画を推進するために、本市が補助金によ
	り助成している団体であるため、協力できる範囲として趣旨に賛同い
	ただける職員については、各課で協賛金を取りまとめ、あまスポーツ
	クラブの職員が集金に来ております。」と答弁しました。
	⑦市職員への領収書は発行しているか。
	以上の質問に対し、「昨年度までは各課でまとめた金額による領収
	書（〇〇課〇〇口分）でしたが、今年度からは個別に発行すると伺っ
	ております。」と答弁しました。
	⑧令和6年12月の一般質問において、色々指摘したが、その後改善
	されたか（事務職員の勤務体制）（賛助会員の加入の依頼分について）。
	以上の質問に対し、「事務職員の勤務体制ですが、現在、あまスポー
	ツクラブ事務局は火曜日から土曜日の午前9時から午後1時までの
	営業であるため、会員の方からも午前の営業だけでは不便であるとの
	声が出ていることから、事務職員の一部の勤務を変更し、午後の営業
	ができないか前向きに検討中であると聞いております。次に賛助会員
	の加入の依頼文についてですが、今年度分についてはまだ確認できて
	おりませんので、お答えすることができません。」と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅱ毛利尚義議員から質問を受けました。
	1 日本版DBSについて

	(1) 甚目寺小学校盗撮事件について
	①事件の詳細を伺います。
	以上の質問に対し、「甚目寺小学校教諭が令和7年2月26日、個人のスマートフォンを録画状態にして、児童が着替えなどをする部屋に設置していたとして、3月3日に愛知県迷惑行為防止条例違反の容疑で津島警察署に逮捕されたものであります。詳細には2月26日
	(水) 午後1時25分頃、甚目寺小学校において児童が騒いでいた際に「スマホ」というワードを教頭が聞きつけ、当該教諭に状況を聞いたところ、本人いわく「プレイルーム5の使い方がよくなかったため、犯人探しという意図ではなく、様子を録画していた。また、データは消去した。」という説明を教頭が確認いたしました。その後、午後1時42分頃、教頭が出張中の校長に電話で報告を行い、校長より「下校前に学年集会を開いた方がよい。」という指示を受けております。そして午後3時30分体育館において、5年生学年集会で教頭が事態を説明し、当該教諭が謝罪をしております。市教育委員会へは、午後5時45分頃に教育部次長へ電話で報告がありました。その後については、3月24日に略式起訴され、罰金50万円の略式命令を受けました。なお、6月9日には、愛知県教育委員会から懲戒免職の処分を受けております。」と答弁しました。
	②事件後にあま市で行ってきた対応を伺います。
	以上の質問に対し、「事件後、当該校で児童に対して行った対応は、事件当日2月26日、5年生の学年集会で説明と謝罪を行い、その後、県が派遣するスクールカウンセラーの臨時配置により、児童と教職員の心のケアを行っております。また、全校児童に「心と体のアンケート」を実施し、児童からの相談へ即時対応をするとともに、今年度の新担任にもアンケートの内容を確認させております。また、事件後に本市教育委員会が行った対応としましては、当該校へは、管理職の校内巡視の指示、再発防止策の提案・指導を行い、市内小中学校の学校長に対しても、私物のスマートフォンやタブレット端末を教室へ持ち

	込む事がないよう、再度教職員に徹底する事を指導しました。なお、
	3月3日に臨時の市内校長会議を開催し、不祥事防止に向けて取組を
	指示しております。」と答弁しました。
	③今後あま市で行っていく対応を伺います。
	以上の質問に対し、「毎月行われる市内校長会議において、不祥事根
	絶を常に啓発し続けておりますが、引き続き、定期的に管理職が教職
	員と面談するなど、不祥事根絶に向けた取り組みをするよう周知を徹
	底するとともに、愛知県教育委員会が作成した「不祥事が起きてしま
	った場合の対応例」の資料を活用してまいりたいと考えております。」
	と答弁しました。
教 育 部 長	Ⅲ美濃島絢太議員から質問を受けました。
	1 副籍制度の導入と対応について
	(1) あま市における現状と認識について
	①副籍制度の認識と姿勢は。
	以上の質問に対し、「副籍（副次的な学籍）制度とは、障がいのある
	児童生徒が、特別支援学校に主たる学籍を置き、居住地を通学区域と
	する小中学校に副次的な学籍を置くもので、地域の学校における「共
	に学び育つ機会」と特別支援学校における「専門的な教育を受ける機
	会」の両方を実現するためのしくみであると認識しております。現在、
	制度の定義や具体的運用方法等について、愛知県で研究・検証がなさ
	れており、現段階では県の動向を注視しております。」と答弁しまし
	た。
	②現在、副籍制度に準じるような取組等はあるか。
	以上の質問に対し、「本市におきましては、特別支援学校からの依頼
	を受けて居住地の小中学校で「交流及び共同学習」を実施すること
	で地域の学校における「共に学び育つ機会」を設けております。学校
	教育課が把握しているのは、小中学校合わせて令和5年度で7人、令
	和6年度で6人の交流活動がありました。特別支援学校に在籍する児
	童生徒からの希望があれば、その在籍校と児童生徒の居住地校が調整

	を行い、一人あたり年間３回程度交流と共同学習を行います。」と答弁しました。
	(２) 愛知県のモデル事業と準備について
	①県が推進する副籍制度のモデル事業にあま市が参加する可能性はあるか。
	以上の質問に対し、「県が実施している副籍制度のモデル事業は、今年度から２年間実施すると伺っております。公募事業ではなく、県が選定した自治体に個別に依頼しているため、本市が参加することはありません。」と答弁しました。
	②今後に備えて教育現場の体制や保護者への周知などを検討しているか。
	以上の質問に対し、「副籍制度を国及び県がどのように推進していくか動向を注視し、示された導入計画に基づき適切に教育現場の体制づくりや保護者への周知を行ってまいります。」と答弁しました。
	(３) 課題と対応について
	①副籍制度を実施するにあたり考えられる課題は。
	以上の質問に対し、「副籍制度を実施するにあたり考えられる課題として、４点あると思われます。１点目は、特別支援学校に通う児童生徒やその保護者及び教員が移動することにより時間的・体力的な負担や、一貫した教育支援が受けられなくなる不安感。２点目は、特別支援学校と地域の学校の双方に、相互連携のための調整業務負担が増加すること。３点目は、特別な支援が必要な児童生徒を地域の学校で受け入れるための追加設備の配置に関する予算確保等の財政的問題。最後４点目に、地域の学校が教職員に対して行う特別支援教育研修や、副籍制度を適切に評価するための効果測定があげられます。」と答弁しました。
	②地域社会として教育において障害への理解を促進していく必要があるがどのように取り組んでいくか。
	以上の質問に対し、「現在実施している障がいへの理解を促進する

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するために

ここに署名する

令和7年8月22日

教 育 長 伊 藤 克 仁

教 育 長
職 務 代 理 者 溝 口 正 己

委 員 小 笠 原 英 司

委 員 吉 川 孝 子

委 員 近 藤 真 司

委 員 三 浦 明 里

事 務 局 鎌 倉 崇 志

会 議 録 作 成 野 口 清 司